

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会「たかちゃん」出演依頼要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高崎市社会福祉協議会以外の者が開催するイベントや事業活動等（以下「行事」という。）における、本会が所有するイメージキャラクター「たかちゃん」の着ぐるみ（以下「たかちゃん」という。）の出演に関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 「たかちゃん」の出演の対象とする行事は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人、NPO法人、地区社会福祉協議会等が開催する行事
- (2) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等の目的で開催する行事
- (3) 群馬県及び高崎市が開催する行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高崎市社会福祉協議会の魅力の発信に資する行事等、公益的観点から適当と判断できる行事

(出演の承諾)

第3条 「たかちゃん」の出演を希望する者（以下「出演依頼者」という。）は、当該行事の開催予定日のおおむね1ヵ月前までに、出演を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、「たかちゃん」出演依頼申請書（様式第1号）を高崎市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「たかちゃん」の出演を承諾するものとする。

- (1) 出演を希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 出演を希望する日時等が、次条第1項に規定する「たかちゃん」の出演日時でないとき（同項ただし書の規定に該当するときを除く）。
- (3) 次条第2項に規定する出演の条件に適合しないとき。
- (4) 当該行事に「たかちゃん」が出演することで、高崎市社会福祉協議会の品位を傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) 当該行事が、法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (6) 当該行事が特定の政治家等の個人や団体、若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又は当該行事に「たかちゃん」が出演することで、これらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (7) 当該行事に「たかちゃん」が出演することで、「たかちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が「たかちゃん」の出演について不適當であると認めるとき。

3 会長は、前2項の規定により「たかちゃん」の出演を承諾し、又は承諾しないときは、「たかちゃん」出演依頼承諾・不承諾通知書（様式第2号）により、出演依頼者にその

旨を通知するものとする。

4 会長は、「たかちゃん」の出演の承諾に際し、条件を付すことができる。

(出演できる日時等)

第4条 「たかちゃん」の出演は、原則として、月曜日から金曜日までの日（12月28日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる日を除く。）の午前9時から午後4時までの時間に行うものとする。ただし、これらの出演日時以外の日時においても、会長が支障ないと認めるときは、「たかちゃん」を出演させることができる。

2 「たかちゃん」の屋外における出演は、風雨による影響がない等、「たかちゃん」の管理上支障がなく、かつ、出演する場所に段差がない等、「たかちゃん」の出演に関して安全が確保されていると認められる場合に行うものとする。

(出演方法等)

第5条 会長は、「たかちゃん」の出演を承諾した行事に高崎市社会福祉協議会職員を「たかちゃん」の演者として派遣する。この場合において、「たかちゃん」は、当該演者が運搬を行うものとする。

2 「たかちゃん」の出演回数は、一の行事につき1回までとし、出演時間は1時間までとする。

(出演料)

第6条 「たかちゃん」の出演料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 出演依頼者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条の規定により提出した申請書に記載した「たかちゃん」の役割以外の演出、活動等を演者に求めないこと。
- (2) 「たかちゃん」の出演に際し、補助員を付けて人の整理を行う等、「たかちゃん」の円滑な出演のための措置を講じること。
- (3) 第3条第4項の規定により付された条件に従うこと。

(承諾の取消し)

第8条 出演依頼者が、前条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、当該出演依頼者に係る承諾を取り消すとともに、当該出演依頼者に対する以後の出演は承諾しない。この場合において、出演依頼者に損害が生じても、高崎市社会福祉協議会は、その責めを負わない。

(出演の中止等)

第9条 降雨、降雪、強風その他の気象の状況により、「たかちゃん」の屋外における出演が困難と認められるときは、会長は、「たかちゃん」の屋外における出演を中止することができる。

2 災害その他のやむを得ない事由により、「たかちゃん」の出演が困難なときは、会長は、

「たかちゃん」の出演を中止することができる。

(責任)

第10条 演者に故意又は著しい過失がある場合を除き、「たかちゃん」が出演する行事において出演依頼者又は行事の参加者等の第三者が受けた損害に対しては、高崎市社会福祉協議会は一切その責めを負わない。

2 「たかちゃん」の出演により、高崎市社会福祉協議会が損害を受けたときは、出演依頼者は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「たかちゃん」の取り扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

高崎市社会福祉協議会長 様

申請者住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

印

「たかちゃん」出演依頼申請書

下記のとおり、高崎市社会福祉協議会イメージキャラクター「たかちゃん」の出演を申請します。

記

1 行事名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 行事の目的	
5 「たかちゃん」の役割	
6 対象者・参加予定人数	
7 行事の問合せ先	TEL ()
8 出演時間	時 分 ~ 時 分
9 担当者	TEL ()

【添付資料】

①出演を希望する団体の概要

②行事の概要が分かる資料(企画書等)

※上記1から7までの項目は、内容を整理の上、「たかちゃんの出演予定」として高崎市社会福祉協議会ホームページ内「たかちゃんの部屋」に掲載することがあります。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会
会 長

「たかちゃん」出演依頼承諾・不承諾通知書

申請のあった「たかちゃん」の出演について、承諾・不承諾とします。

記

行事名

問い合わせ

高崎市社会福祉協議会 社会福祉課

〒370-0065

高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター3階

TEL 027-370-8855

FAX 027-370-8856